

令和6年度診療報酬改定 質問及び回答（外来関係）

区分番号	項目	タイトル	質問内容	回答（関東信越厚生局）	
1	B001-3	特掲診療料 医学管理等	生活習慣病管理料（Ⅰ）について	改定の概要の(3)包括される項目に外来管理加算が追加された。とあるが生活習慣病管理料（Ⅰ）を算定した受診日に限るのか、もしくは算定日以外の受診日は算定可能かどうか。	管理料を算定した日は包括される 管理料を算定しない日は可能
2	B001-3-3	特掲診療料 医学管理等	生活習慣病管理料（Ⅱ）について	外来管理加算は包括されているが、糖尿・高血圧・脂質異常以外での受診日は算定可でしょうか。	管理料を算定しない日は算定可能
3	F100	特掲診療料 医学管理等	生活習慣病管理料について	生活習慣病管理料を算定している患者が同日に他科の受診があった場合、他科にて外来管理を算定することはできるでしょうか。	管理料を算定している日は不可
4	F100	特掲診療料 医学管理等	特定疾患処方管理加算について	特定疾患処方管理加算1が廃止になるということで、処方日数が28日処方未滿の特定疾患療養管理料を算定する患者に対しては、加算が算定できなくなるということであっているでしょうか。	貴見のとおり 28日以上に限る
5	F100	特掲診療料 投薬	特定疾患処方管理加算について	高血圧と気管支喘息を主病とする患者で、生活習慣病管理料を算定する場合に気管支喘息に対する処方をした際に特定疾患処方管理加算は算定可能でしょうか。	併算定不可
6	B001-3	特掲診療料 医学管理等 通知	生活習慣病管理料の検査	6月から生活習慣病管理料Ⅱを算定するにあたり脂質異常症・糖尿病・高血圧を主病とする患者さんが全員初回となりますが、検査も初回算定日に行って数値を記載しないと生活習慣病管理料Ⅱは算定できませんか？過去の採血の数値では算定不可ですか？また可であれば過去何か月前までの採血結果でいいのかご教示ください。	管理料については、検査必須ではありません ただし療養計画書は必要
7	B001-3		生活習慣病管理料の対象疾患	境界型糖尿病、境界型高血圧症等が主病名の場合にも対象となるのか？	境界型については、対象外と考える
8	B001-3	特掲診療料 医学管理等	生活習慣病管理料について	生活習慣病管理料（Ⅰ）（Ⅱ）を毎月算定する場合に「療養計画書」を毎月患者に交付が必要でしょうか	「療養計画書」の内容に変更がある場合を除いて、おおむね4か月に1回でも良い
9	B001	特掲診療料 医学管理等	血糖自己測定指導加算	血糖自己測定指導加算の算定要件についてご教示ください。	インスリン製剤を使用していない中等度以上の糖尿病患者でHbA1cがJDS値で8.0%以上の患者